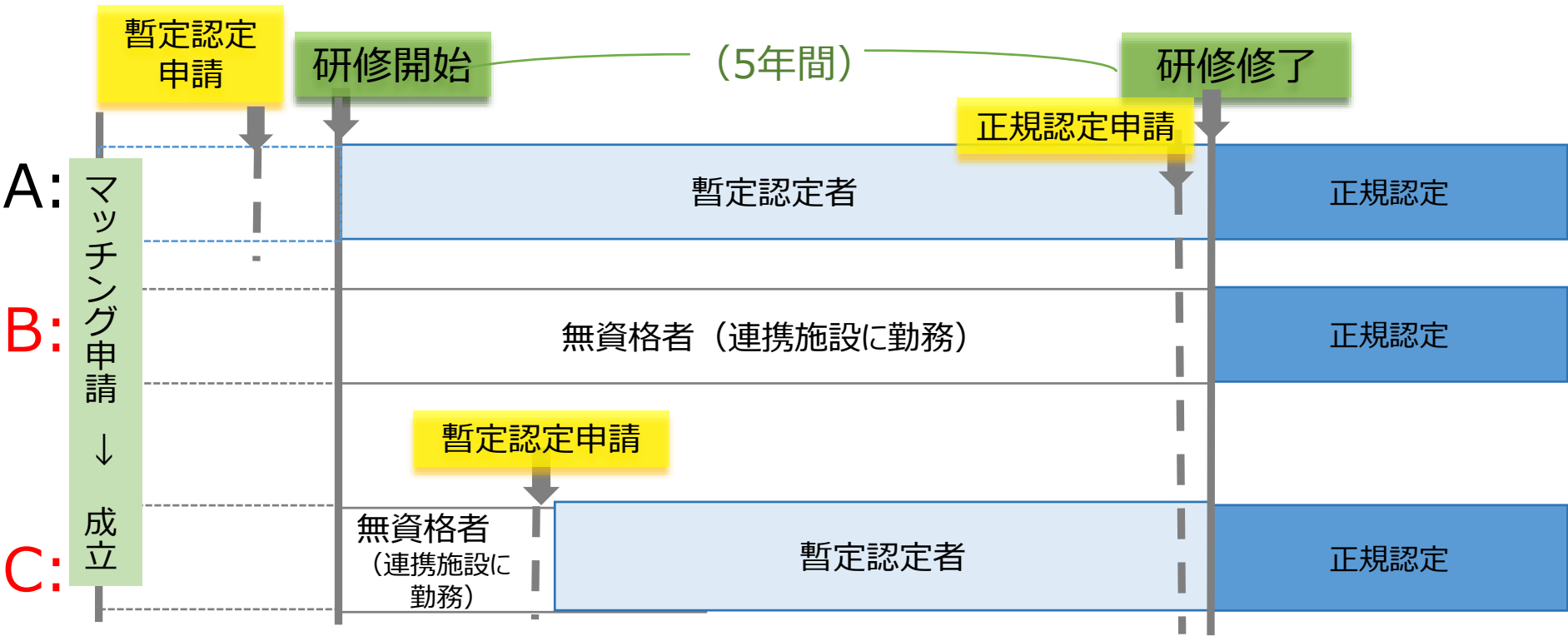


地域薬学ケア専門薬剤師 マatching申請から正規認定まで (概略)

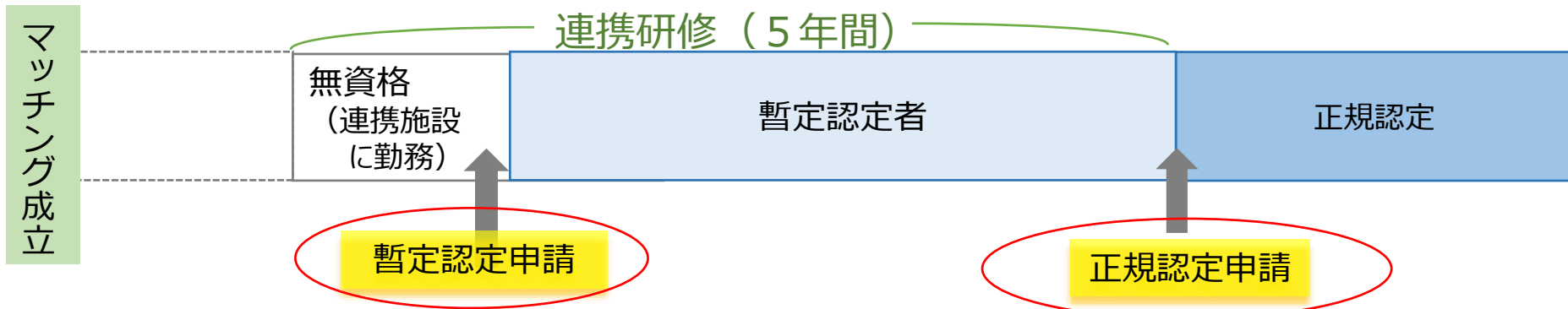


【パターンA】
暫定認定者として連携研修を履修する場合。(2021年度から実施)

【パターンB】
暫定認定を取得せず、無資格者として連携研修も開始する場合。(2022年度申請分から実施)

【パターンC】
無資格で連携研修を開始し、途中で暫定認定の要件を満たし、認定を取得する。(次頁参照)

Cパターンの研修者が正規認定を取得するまで（概略）



- ・**無資格での研修開始後、要件を満たせば暫定認定の申請・取得が可能。**
暫定認定に切り替えた後も、研修中の基幹施設で研修を継続可能。
- ・暫定認定期間中に正規の認定要件(研修歴ほか)を満たすことができれば、**暫定認定期間の満了年度を待たずに正規認定への更新申請が可能。**
(暫定認定3年目や4年目での正規認定取得が可能)
- ・暫定認定の申請は2024年度で終了するため、**Cパターンは2年間限定の取扱い。**
(2022年度・2023年度のマッチング成立者のみが対象)

■ マッチングから研修開始までの流れ（1）

7～8月

基幹施設調整依頼（マッチング）の申請

9～10月

マッチング調整（都道府県薬剤師会にて）

10月中旬

マッチング結果の連絡（都道府県薬剤師会から）

【基幹施設調整結果連絡票】のご提出をもってご報告します。

研修先が内定した方には、基幹施設ご担当者様の連絡先と特記事項の情報を共有します。

※この時点ではあくまで内定となります。必要となる認定の取得をもって確定となり、認定が不認定の場合は内定が取り消されます。※

基幹施設へのご連絡（研修内定者から）

研修先が内定した方は、御礼とご挨拶を兼ねて、基幹施設の担当者ならびに責任者へご連絡ください。この段階では内定扱いですが、研修開始までに対応すべき事項等がないか等、先方へお伺いをいただくようお願いします。内定段階ではありますが、研修開始に向けご相談等の準備を進めていただいて結構です。（基幹施設の指示に従ってください。）

9～11月

暫定認定／連携施設認定の申請

12月

暫定認定／連携施設認定の審査（学会にて）

■ マッチングから研修開始までの流れ（2）

翌年1月

地域薬学ケア専門薬剤師 認定結果通知（学会から）

認定審査の結果についてメールでご連絡します。

基幹施設へのご報告

認定結果については、内定先の基幹施設へ医療薬学会からのご報告しますが、内定者ご自身からも、基幹施設の担当者様へ認定結果のご報告をしてください。認定取得された方は、研修開始までに要請したい事項や、研修内容のご相談、契約書のご対応等、研修開始に向けたご対応をお進めいただきます。

1～3月

連携研修契約書の締結（基幹施設との間で）

連携研修料に関する覚書の締結（基幹施設・学会との三者間で）

連携研修の内容に関する相談・決定（基幹施設との間で）

3月～4月

研修料のお支払い（研修者から学会へ）

（79,200円/年。学会から請求書を発行します。）

4月

連携研修の開始